

●多子世帯の保育料負担軽減について

◆「年収約360万円未満相当」の具体的な市民税所得割額

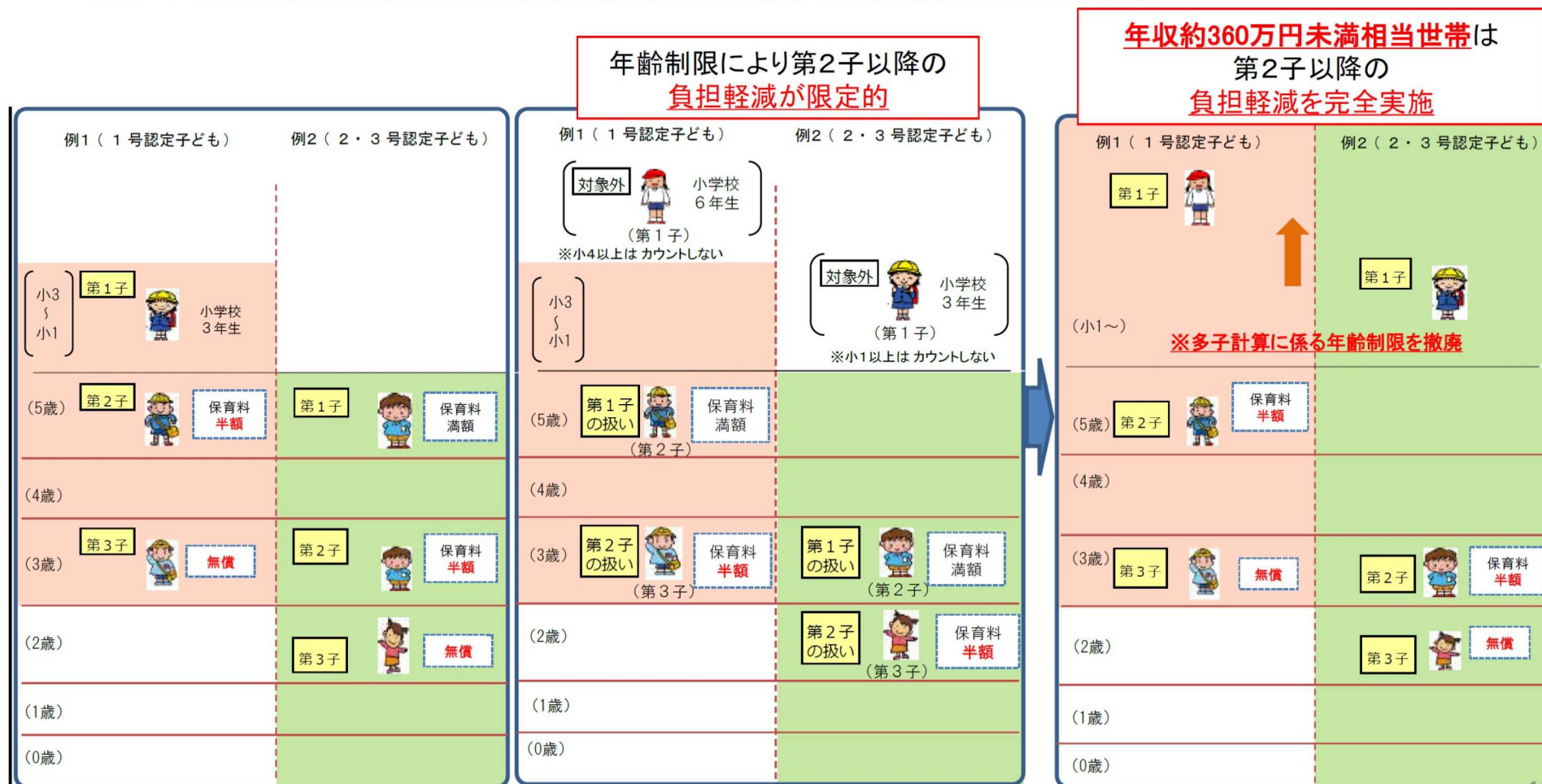
区分	世帯種別	所得割課税額
1号認定子ども	全世帯	77,100円以下
	ひとり親等世帯	77,100円以下
2・3号認定子ども	ひとり親等世帯	77,100円以下
	その他世帯	57,700円未満

※その他世帯：ひとり親等以外の世帯

○ **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**



※多子計算に係る年齢制限の撤廃は平成28年4月より実施